

G7 データ保護・プライバシー機関ラウンドテーブル

G7 DPA コミュニケ（仮訳） データの時代におけるプライバシー

2024 年 10 月 11 日

導入

1. 我々G7データ保護・プライバシー機関（DPA）¹は、2024年10月10日及び11日にイタリアのローマで開催されたGarante per la protezione dei dati personali（Garante）主催のラウンドテーブル会合に出席し、データの時代におけるプライバシーとデータ保護に対する最も困難な問題について議論した。我々のラウンドテーブル会合で過去数年間に行われた作業を踏まえ、我々は引き続き、DFFT（Data Free Flow with Trust）、先端技術及び執行協力の三つの柱に取り組み、また、人工知能（AI）がプライバシー及びデータ保護並びにその他の基本的な権利及び自由にもたらす課題にも焦点を当てた。
2. 我々は、2024年3月15日のG7産業・技術・デジタル大臣会合宣言が、「AIを含むデジタル技術が、プライバシーを含む人権の保護、個人情報保護（略）に対するリスクに関して、発展的かつ複雑な課題をもたらしていること」に注目したことを歓迎する。
3. 自由、民主主義、人権及び法の支配といった、我々が共有する基本的な価値観及び原則に基づき、我々は、発展する情報通信社会において、高水準のデータ保護及びプライバシーの確保を通じて、個人の権利利益を保護するというコミットメントを確認する。
4. また、我々は、個人データの共有及びAIシステムの利用が、経済的・社会的利益を増大させていることを認識するとともに、そのような使用によって発生する可能性のあるリスクにも留意する。生成AIを含む多くのAI技術が個人データの処理に基づいていることを考慮し、プライバシー及びデータ保護の権利を保護する必要性はこれまで以上に重要である。我々は、イノベーション

¹ G7 DPA ラウンドテーブルにおいては、5名の委員のうちの1名が、米国連邦取引委員会を代表した。

ンを促進し、安全、安心で信頼できるAIを推進しつつ、これらの権利の高水準の保護を確保するため、引き続き協力していく。

5. DPAは、AIガバナンスにおけるキーパーソンとなっており、最高水準のプライバシーを維持するためにそのデータ保護に関する専門知識を活用する。DPAの役割は、「信頼できる」AI技術を育成し、これらの技術にも適用されるデータ保護規則や原則に沿って、責任を持って開発・利用されることを促進する上で極めて重要である。DPAは、その豊富な経験を生かし、協働することで、AIガバナンスの複雑さを巧みに乗り切ることができ、人権を尊重しつつ、これらの技術の合法的な開発及び導入を促進することができる。この点で、DPAの完全な独立性は、AI技術開発の責任ある効率的なガバナンスの確保を促進する上で、極めて重要な役割を果たす。DPAは、より知識豊富で備えられた社会の実現に貢献し、必要に応じて法律を執行することで、プライバシー及びデータ保護に関連するAI技術に対する公共の認識及び理解を促進する上で、重要な役割を果たすだろう。
6. G7 DPAの「生成AIに関する声明」（2023年6月21日）に続き、我々は、G7ラウンドテーブルにおいて、「信頼できるAIの促進におけるデータ保護機関の役割に関する声明」を採択した。同声明は、政策立案者及び規制当局に対して、AI技術が責任を持って開発及び導入されることを確保し、AI問題をその発生源で特定し対処する上でのDPAの重要な役割を認識することを呼びかけている。我々は、DPAがその職務権限に人間中心の視点を適用し、データに基づいた処理や、特に公正性、説明責任、透明性及び安全性といった、より広範なAIガバナンスの枠組みに転用可能な多くのデータ保護の包括的な原則の運用において、既に多大な経験を有していることを強調する。
7. 我々は、欧州評議会（CoE）、経済協力開発機構（OECD）、アジア太平洋プライバシー機関（APPA）、グローバルプライバシー執行ネットワーク（GPEN）及び世界プライバシー会議（GPA）による我々の議論への貢献を歓迎する。「信頼できるAI：国際フォーラムにおける挑戦と進行中の議論」に関するセッションにおいて、彼らが我々と共有した経験と知識に感謝する。我々は、G7 DPAラウンドテーブル会合とその他の国際フォーラムとの間の協力と知識の共有が、高水準のデータ保護とプライバシーを確保することを通じて個人の権利利益を保護するための取組を一致させるために、非常に重要であることを再確認する。
8. 我々は、G7産業・技術・デジタル大臣会合が、DFFTの概念を具体化すること、及び「将来の相互運用性を促進するため、DFFTを可能にする既存の規制アプ

「ローチと手段の間の共通性、補完性及び収斂の要素を構築すること」²へのコミットメントを再確認したことを歓迎する。

9. また、我々は、大臣らが「国際データガバナンスを強化することの重要性を認識しつつ、DFFTを推進するためにさらに作業する」とコミットメントしたこと、「G7データ保護・プライバシー機関ラウンドテーブル会合での知識共有」を歓迎したこと並びに現時点では、OECDの下にDFFT専門家コミュニティという形をとっているパートナーシップのための制度的アレンジメント（the Institutional Arrangement for Partnership : IAP）に対し、IAPにおける進捗状況、次のステップ及び優先事項について定期的に報告と意見交換し、招待に応じてその後の会合でG7と協力するよう求めたことに留意する。我々は、G7 DPAが、G7 DPAのラウンドテーブル及び他の関連する国際的なマルチステークホルダーフォーラムを通じて、協力及び知識共有を強化することへの大臣らによる継続的な支援に感謝する。我々は、OECDのDFFT専門家コミュニティがデータ保護とプライバシーの利害関係者を集めていることを認識するとともに、DPAも含めることの重要性を繰り返し表明する。我々は、高水準のデータ保護とプライバシーが引き続き維持されることを確保するために、DPAがその権限内にあるトピックについて貢献する上で重要な役割を持つと確信する。

10. このようなグローバルな課題に取り組み、具体的な貢献を行うため、我々は作業部会を通じて三つの柱に関する活動を続けてきた。

- **第1の柱** — DFFT
- **第2の柱** — 先端技術
- **第3の柱** — 執行協力

第1の柱 — DFFT

11. 我々は、経済及び社会活動のグローバル化と関連付いたデータの越境移転から生じ得る利益に対する国際社会及び利害関係者の関心の高まりに留意する。我々は、このような越境移転の増加は、個人データとプライバシーの保護に重大な課題を提起する可能性があり、個人データの移転が国境を越えて行われる場合、「信頼性」が不可欠な要素であることを強調する。我々は、個人データが国境を越えて共有される場合の保護を保障する移転メカニズムは、データが安全かつ自由に移転されるための不可欠な条件であることから、それに依拠する必要性を強調する。

² 2024年3月15日 G7 産業・技術・デジタル大臣会合宣言。

12. 我々は、DFFTのコンセプトが、志を同じくする国々や国際フォーラムの共通の目的となったことを認識する。我々は、DFFTの核心的なコンセプトは、常に個人データ及びプライバシーの高水準の保護を遵守しつつ、責任と信頼性のある方法で個人データの越境移転を可能にすることにあることを強調する。

13. 2022年にボンで開催されたドイツ連邦データ保護・情報自由委員会（BfDI）主催のラウンドテーブルでの決定と、2023年に東京で開催された個人情報保護委員会（PPC）主催のラウンドテーブルでのG7 DPAのコミュニケに盛り込まれたコミットメントを踏まえ、我々は、英国情報コミッショナーオフィス（ICO）とフランス情報処理と自由に関する国家委員会（CNIL）が共同議長を務めるG7 DFFT作業部会において、DFFTに関する協議を継続してきた。

14. 高水準のデータ保護を実現し、DFFTを促進するための移転ツールの将来的な相互運用性の促進のために、取れんし得る要素を見出すための作業に取り組むという我々のコミットメントに加え、DFFT作業部会は、BfDI及びCNILの主導の下、移転のためのツールとしてのEU GDPR認証と、管理者間シナリオにおけるグローバル越境プライバシールール（CBPR）システムのコア要素の比較分析を実施した。この比較分析は、両制度の共通点と相違点の双方を強調する。我々は、両制度が、適法性、目的の限定、データ処理の安全性及び透明性など、様々な類似した主要な原則に賛同していると同時に、法的根拠、構造及び目的、そして執行可能性、法的救済、独立した監督及びガバメントアクセスに関するルールを含む特定の規定において、顕著な相違があることを確認した。DFFT作業部会は、この比較分析をもとに、移転ツールに関するさらなる共同作業を特定し、将来の相互運用性を促進するための取れんし得る要素を見出すための作業に関するグローバルな対話に貢献する。

15. G7 DFFT作業部会による作業に加えて、我々は、他の国際フォーラムによる貴重な努力を認識及び支持し、GPAのグローバルな枠組みと基準ワーキンググループ（GFSWG）の作業と、2023年に採択された「データ保護に係るグローバル基準の達成に向けて：世界規模で高水準のデータ保護・プライバシーを確保するための諸原則」に関する決議を強調する。我々は、国境を越えて個人

データを移転する組織にとって有用なリソースとして、2023年に実施され、現在更新中の、様々な異なるデータ保護の枠組みにおけるモデル契約条項の事実在即した比較を歓迎する。我々は、モデル契約条項がデータ移転のために世界的に最も使用されているツールの一つであることを認識し、東京で採択されたG7行動計画で決定されたように、これらのツールの協調と収れんのための対話をさらに促進する。

16. また、我々は、GFSWGがDFFTに関連し、安全で信頼できる国境を越えたデータフローを達成するために不可欠な要素に関して行っている作業を強調し、支持するとともに、この分野における我々の取組を一致させる新たな機会を模索する。さらに、OECDのDFFT専門家コミュニティにおいてDFFTの運用に向けた取組が行われていることを認識し、このような取組を支援する機会を模索する。
17. また、我々は、欧州評議会（CoE）、欧州データ保護委員会（EDPB）、グローバルCBPRフォーラム、東南アジア諸国連合（ASEAN）、イペロアメリカデータ保護ネットワーク（RIPD）等の様々な地域的及び国際的グループやフォーラムにおける、データフローや移転ツールに関する進行中の議論や進展にも留意し、これらの組織間の対話を奨励する。
18. 加えて、我々は、2022年のOECD民間部門が保有する個人データに対するガバメントアクセスに関する宣言への支持を再確認し、各国政府が政策立案において、その内容及び2021年の「データ、プライバシー及び法の支配へのガバメントアクセス」に関するGPA決議を反映し、それらに基づくよう引き続き奨励する。

第2の柱 — 先端技術

19. カナダのプライバシーコミッショナーオフィス（OPC）が議長を務めるG7先端技術作業部会の活動に基づき、我々は、信頼性とプライバシーを強化する方法で先端技術の開発と利用を促進することを目指す。

20. 信頼性とプライバシーを強化しながら先端技術の開発と利用を促進し得る技術的ソリューションの重要性が高まっていることから、2023年に採択された我々の行動計画の概説に従い、先端技術作業部会は、英国情報コミッショナーオフィス（ICO）主導の下、プライバシー強化技術（PETs）の一つのタイプである合成データが、センシティブなデータから洞察を得るために、安全かつプライバシー保護を実現する方法としてどのように活用できるかを実証するため、仮想のユースケースを作成及び公表した。我々は、当該ケーススタディの作成が、この先端市場に情報を提供し、このような技術の責任ある利用を奨励する一助となると確信する。
21. また、先端技術の分野において、G7の法域間で使用されている主要な用語や概念について共通の理解を持つことで、共同作業や議論を促進することができる。この目的のため、匿名化、仮名化及び非識別化の概念に関連する専門用語ペーパー（「国家をまたぐ視点での識別可能性の低減：G7における匿名化、仮名化及び非識別化の法令及び政策上の定義」）を発行している。OPCが主導したこの作業では、G7の法域間において、用語がどのように定義されているかを記述し、各法域に共通する特徴を説明するとともに、重要な相違点を明示している。
22. AIのようなデジタル技術が子どもや若者にもたらす重大な機会とともに、それらがデータ保護及びプライバシーの権利に及ぼす潜在的な影響を考慮し、我々は、AIの文脈における個人データ保護の問題と、特にこの技術に関連する子どもの脆弱性を考慮し、子どものプライバシーを保護する最善の方法について、共同の議論を開始した。
23. Garante及びOPC主導の下、先端技術作業部会は、「AIと子どもに関する声明」を作成した。同文書は、子どもに関連するAI技術の開発と使用から生じるプライバシー及びデータ保護のリスクの例を特定し、この文脈において子どものプライバシーを保護するための行動を取るよう関係者に呼びかけるものである。この声明は、「信頼性を強化し、プライバシーを尊重する方法で、先端技術の開発と利用を促進する」必要性を強調しており、G7 DPAの行動計画に沿ったものであるとともに、2023年に東京で採択されたG7 DPAの「生成AIに関する声明」で開始された作業とコミットメントを継続するものである。

第3の柱 — 執行協力

24. 今日のデジタル経済では、世界的に影響力のある革新的な先端技術及び大量のデータフローが、ますます顕著になっており、異なる権限を適用するDPA間の協力が、極めて重要である。そのため我々は、規制権限を効果的に行使するために、DPA間の国際協力を促進する努力を続けている。我々は、執行協力が、組織にとってより明確性と一貫性を保証するものである一方で、個人の権利利益をより保護するものであると強く確信する。
25. この目的のため、我々是对話と情報共有を強化した。さらに、適切な場合には、G7間及び他のDPAとの間の双方で、具体的な二国間又は多国間の協調執行活動に関与することを模索する。
26. 米国連邦取引委員会（FTC）及び日本の個人情報保護委員会（PPC）が共同議長を務めるG7執行協力作業部会は、実務において効果的な執行協力を実践するため、執行のベストプラクティスを共有し、重なり合う執行の優先事項を特定した。そして、共通の優先事項に関する更なる協力を促進するため、いくつかの代表的な執行事例について記述し、リンク付けを行った「執行協力の促進」として報告した。
27. G7 DPA間の効率的な協力を促進することの重要性を認識し、我々は、了解覚書（MoU）や協力覚書（MoC）などの既存の協力文書への組込みを奨励することを含め、2023年に東京で採択された情報提供依頼書（RFI）フォームの利用を促進するための作業を継続した。この枠組みの中で、ICOとPPCとの間でMoCが締結され（2023年10月17日）、ICOとEDPSとの間（2023年11月9日）及びICOとBfDIの間（2024年6月10日）で、それぞれMoUが締結された。
28. 我々は、EDPBにおける執行協力を更に強化するための現在進行中のイニシアチブと、（グローバルCBPRシステムを支える）プライバシー執行のためのグローバル協力取決め（グローバルCAPE）の作業に留意し、また、GPAの国際執行協力ワーキンググループやGPENを含む国際フォーラムでの執行協力活動を引き続き支援し、活用していく。

29. 我々、G7 DPAは、ラウンドテーブルとしての協力の5年目を迎え、実行される作業の効率性と影響力の最大化を確保するため、内部ガバナンスのプロセスと手順を査定、評価し、必要に応じて再調整する意向である。
30. 上記の共有された見解に基づき、我々は、プライバシー、個人の基本的人権及びG7諸国間で共有される社会的で民主主義的な価値を保護するため、三つの柱で特定された課題に取り組むことにより、我々の協力を継続的に強化するためのハイレベルの2024／2025年行動計画（別添）を承認した。
31. 2024年のラウンドテーブルと三つの作業部会の会合の結果を踏まえ、2025年にはカナダOPCの議長の下、行動計画で特定されたテーマを発展させることを目的に、専門家レベルによる議論への取組を続けていく。